

科学技術人材育成費補助金 Q & A

「テニュアトラック普及・定着事業」

「女性研究者研究活動支援事業」

平成 25 年 4 月 18 日

文部科学省

科学技術・学術政策局

基盤政策課

I. 各事業共通

< 1. 申請関係 >

Q 申請書の提出後に、不備な箇所を見つけた場合、申請書の差し替えや修正は可能か。

A 申請書の差し替えや修正は認められませんので、申請書に不備がないか提出前に十分な確認をお願いします。

Q 公募に当たり事前相談を行うことは可能か。

A 申請書の記入方法や補助金の執行については、随時相談や質問を受け付けます。
ただし、申請内容や審査の内容に関することについては、お答えできませんので、ご了承ください。

【制度に関する問い合わせ先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省 科学技術・学術政策局 基盤政策課 基礎人材係
電話：03-6734-4021
E-mail：kiban@mext.go.jp

【申請書に関する問い合わせ先】

〒102-8666 東京都千代田区四番町5-3 サイエンスプラザ
(独)科学技術振興機構 科学技術システム改革事業推進室 審査担当
電話：03-5214-7521 (代)
E-mail：stsr@jst.go.jp

【e-Rad※における研究機関、研究者の登録及びe-Radの操作に関するお問い合わせ先】

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)ヘルプデスク

電話：0120-066-877 (午前9:00~午後6:00 土曜日、日曜日、祝祭日を除く)

※ 「テニュアトラック普及・定着事業」は府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じてのみの応募となります。

Q 申請書に「事業名」を記載する欄がないが、事業名を付すことは可能か。

A 本事業はモデル事業ではなく、機関における基盤的な事業であることから、事業名を付すことは可能ではありますが、審査の際には評価の対象とはなりません。

Q 申請書の様式は、必要に応じて文字数や行数を変更することは可能か。

A 文字数や行数を変更することは可能ですが、レイアウトの変更、特に列幅や記載項目の順番の変更は行わないでください。

Q 申請書はカラーで作成してもよいか。

A 申請書をカラーで作成することも可能ですが、審査等の際には白黒コピーで対応するため、白黒でも内容が判読できるようにしてください。

< 2. 審査関係 >

Q 申請要件違反により審査対象とされなかった場合、その旨の連絡があるのか。

A 申請要件違反のある申請を行った機関については、審査の結果として通知することになります。申請書の提出に当たっては、申請要件違反とならないよう提出前に十分な確認をお願いします。

Q 委員の氏名は公表されるのか。

A 委員の氏名は、各年度における審査及び評価が終了した時点で公表する予定です。

Q 選定された取組や選定されなかった取組の審査の内容を知ることはできるのか。

A 選定された取組については、公表する予定ですが、選定されなかった取組については、不選定となった理由を申請いただいた各機関の長宛に通知することとし、公表はしません。

Q 所用経費の見込額に関する様式に「補助金を除く申請内容の実施に必要な経費は、審査の対象となります。」とあるが、自己負担額が多い方が審査において有利となるのか。

A 様式において「補助金を除く申請内容の実施に必要な経費は、審査の対象となります。」としているのは、事業の全体像について、自己負担額を含め実現可能性を確認するためです。

審査に当たっては、各事業の取組内容や成果目標、実現可能性、補助事業期間終了後における取組の継続性等について審査することになりますので、申請時の自己負担額の多寡をもって有利、不利とはなりません。

< 3. 面接審査関係 >

Q 面接審査はどのように実施されるのか。

A 書面審査の結果、面接審査が必要と判断された機関に対して実施いたします。面接審査は、申請書を基にしたより具体的な取組の説明と質疑応答を中心に実施する予定です。

Q 面接審査の連絡は、どのように行われるのか。

A 書面審査の結果、面接審査が必要と判断された機関に対して、メール等により通知する予定です。

Q 面接審査の出席者の指定や人数の制限はあるのか。

A 申請内容や機関としての取組について責任をもって説明できる方のご出席をお願いいたします。人数については、会場の制約もあるので3～4人以内でお願いします。

なお、面接審査の詳細については、面接審査の対象機関に別途ご連絡いたします。

Q 面接審査において、取組の説明には申請書以外の資料を使用することは可能か。

A 面接審査における説明は、申請書又は申請内容の概要をまとめた資料、例えばパワー

ポイント等によるスライドやその印刷物により行ってください。なお、申請書に記載されていない新たな事項等（申請書に記載された事項の裏付け等を除く）については説明することはできません（説明されても評価の対象とはなりません）。

< 4. 補助金関係 >

Q 補助事業の実施に当たって留意する点はあるか。

A 補助事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」、「科学技術人材育成費補助金交付要綱」及び「科学技術人材育成費補助金取扱要領」に基づき、適切に実施する必要があります。

本補助金を本補助事業以外の目的で使用するなど不適切な執行が発覚した場合には、選定の取消を含めて厳格に対処することとなります。

Q 補助事業の着手はいつから可能となるのか。

A 補助事業の着手は、選定された機関が選定等に関する通知を受領したときから開始することが可能です。

なお、必要な経費は、補助事業開始後に支出することが可能ですが、補助金の交付前においては、機関が立て替えて補助金受領後に精算してください。

※ ご提案いただいた内容どおり交付決定されない場合がありますが、その場合は、交付決定の内容に従っていただくこととなりますので、ご注意ください。

Q 補助金の保管・管理はどのように行えばよいか。

A 本補助金を他の経費と同じ口座で管理することは可能です。その場合、収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、他の経理と区分して管理してください。

Q 他の経費との合算使用について制限はあるか。

A 本事業の経理については、他の経理と明確に区分することとしています。また、本補助金により購入等した設備備品等については、補助事業の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図ることとしています。これらが困難になるような経費の合算使用による設備備品等の購入等はできません。

なお、旅費については、補助事業の用務と他の経費による用務とを合わせて1回の出張をする場合には、補助金と他の経費の負担区分を明らかにすることにより、支出することは可能です。

Q 物件費の支出、旅費及び人件費・謝金の支出等について制限はあるか。

A これらの支出に当たっては、単価や支払い方法など各機関の規程等に基づいて行ってください。その際、支出内容等について十分な説明責任が果たせるようにしてください。

なお、当該単価が各機関の規程等に基づいた場合であっても、社会一般と比較して著

しく高い場合には、本補助金から支出することができない場合があります。

また、補助金の支出等に関する帳簿及び書類は、補助事業終了後5年間保管する必要があります。

Q 設備備品の範囲に関する基準はあるのか。また、取得した設備備品の所有権はどこに帰属するのか。

A 設備備品の定義は、各機関の規程等によることとなります。また、本補助金で取得した設備備品の所有権は補助事業を実施する機関に帰属することとなりますので、設備備品の管理は、各機関の規程等に基づき管理することとなります。

なお、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の設備備品については、一定期間財産の処分（設備備品を交付の目的に反して転用し、譲渡し、交換し、貸付し、取壊し、廃棄し、又は担保に供すること）が制限されますので、ご注意ください。

Q 補助金で取得した設備備品の管理について注意することはあるか。

A 補助金で取得した設備備品については、「補助金等の予算の執行の適正化に関する法律」により、文部科学大臣が別に定める期間中において、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び重要な器具について、処分※の制限が付されています。

本補助金で取得した設備備品を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受ける必要があります。ただし、一定の要件を満たす場合には承認不要となりますので、財産処分の必要が生じる場合には、個別にご相談ください。

※ 処分とは、文部科学大臣が別に定める期間中において、処分が制限された取得財産を交付の目的に反して転用し、譲渡し、交換し、貸付し、取壊し、廃棄し、又は担保に供しようとする事。

Q 補助金で取得した設備備品を本事業以外で使用することは可能か。

A 補助事業に支障を及ぼさない範囲内で一時的に他の用途に使用することは可能です。ただし、補助事業に支障を及ぼす場合には、事前に財産処分の申請等をしていただく必要があります。

Q 本事業で雇用している者に対して、退職手当を支給することは可能か。また、退職手当引当金を計上することは可能か。

A 退職手当については、①雇用契約及び補助事業を実施する機関が定める規程等の範囲内で、②当該年度の勤務に対して実際に雇用している者に支給している場合のみ、補助金から支給することは可能です。

積立金としての退職引当金については、補助金を充当することができませんので、ご注意願います。

Q 翌年度以降の補助事業実施のために、当該年度に使用しない消耗品を購入することは可能か。

A 本補助金は、年度毎に当該年度に必要な経費を補助しており、当該年度に使用する予定のない消耗品を購入することは認められません。

Q 翌年度以降に使用する物品等を、前年度に購入することは可能か。

A 本補助金は当該年度に必要な経費を措置しているものであるため、原則として認められません。翌年度の当初から必要な物品がある場合は、ご相談ください。

Q 出張の際にビジネスクラス等の使用は認められるのか。

A 各機関の規程等に従ってください。なお、補助金の執行に当たっては、補助金が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならないとされていることに留意願います。

Q 会議のための会場借料や会議資料の印刷経費は、会議費に計上すればよいか。

A 会議のための会場借料は借損料に、会議資料の印刷経費は印刷製本費に、国際会議等における通訳に係る経費は雑役務費に計上してください。また、会議費には、会議開催に必要な最低限の飲食物のみを計上してください。飲食物の提供については基本的に機関の規程等によるものとしますが、本補助金でのアルコール類の提供は一切認めませんので、ご注意ください。

Q 本事業の実施機関が所有する施設や設備の使用料を本補助金から支出することは可能か。

A 補助事業で直接使用する施設や設備であり、機関の規程等により使用料が課されている場合には、補助金を支出することは可能です。

Q 複数年度にまたがる保守契約やリース契約を締結することは可能か。

A 複数年度にまたがる契約を締結することは可能です。ただし、会計処理においては、会計年度ごとに使用金額を分け、支出を行った上でそれぞれの年度に計上する必要があります。

Q 光熱水費の算出根拠を明確にしておくとはどのようなことか。

A 設備等の運転等に要した光熱水費について、専用のメーターが設置されている場合には、その使用料となります。専用のメーターが設置されていない場合には、占有面積、使用時間等を勘案して合理的に算出し、その根拠を備えるようにしてください。

Q 施設の建設や改修のために補助金を使用することは可能か。

A 本補助金では、施設の建設や改修のための経費に使用することはできません。

Q 本補助金は、概算払となるのか精算払となるのか。

A 必要に応じて概算払を行いたいと考えています。概算払に当たっては、会計法、予算決算及び会計令に基づく財務大臣協議が必要となりますので、その場合の必要な手続き等については別途ご連絡することになります。

Q 補助金の受入により生じた利息はどのように取り扱えばよいか。

A 補助金の受入により生じた利息については、補助事業に充当することが可能です。なお、補助金の管理を他の経費と同一の口座で管理した場合には、当該補助金に係る利息を算定の上充当してください。

Q 補助事業の実施において、収益を得て行う活動（出版、販売、授業料の徴収等）は可能か。

A 補助金の交付の目的に即したものであれば、収益を得て行う活動は可能です。ただし、そのような活動を行う場合には、事前にご相談ください。

なお、収益を得た場合、補助金の充当額に影響することがあります。

Q 本補助金で雇用した非常勤職員等について、本事業以外の業務に従事することは可能か。

A 補助金交付の目的に合致しない業務に従事した場合には、当該業務の従事に対する経費は、補助金から支出することはできません。

Q 物品の納品時期に制限はあるのか。

A 本補助金は国の会計基準の適用を受けますので物品の納品、役務の提供等は、補助金の交付を受けた年度の3月31日までに完了する必要があります。

Q 割賦販売契約にて割賦払いにより購入した設備備品は補助対象となるか。

A 本補助金は、国の会計法令の適用をうけるため、当該年度の補助金により購入した設備備品は当該年度末日（3月31日）までに納品、検査完了（当該機関の所有）している必要があります。割賦販売契約の場合において、割賦払いによる支払完了日が当該年度の末日（3月31日）を超えており、支払完了までに補助事業者^{（注）}に所有権が移転しない場合には、補助事業期間内に購入したものとは言えないことから補助対象とはなりません。

（参考）

今回と同様の事例は、会計検査院の検査において「不当」事項とされています。

※ 平成17年度決算検査報告

「中小企業経営革新等対策費補助金等の経理が不当と認められるもの（312）」

（抜粋）

「事業主体が購入したとしていた機械装置は、支払完了日が補助事業期間を超えて設定され、支払完了までに事業主体に所有権が移転しない割賦販売契約によっており、

補助事業期間内に購入したとは認められないことから、上記の補助対象事業費のうち機械装置の購入費 8,800,000 円は補助の対象とならない。」

< 5. その他 >

Q 各事業における期間の算定はどのようになるのか（補助事業期間が5年間の場合、交付決定日から5年間となるのか、それとも、交付決定日の属する年度を初年度として5年度となるのか）。

A 国の予算は単年度主義であることから、本補助事業においても交付決定日の属する年度を初年度として5年度とします。

II. テニュアトラック普及・定着事業

< 1. 申請関係 >

Q 旧科学技術振興調整費「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」との違いは何か。

A 主な違いは、

- ① 本事業はモデル事業ではなく、テニュアトラック制を通常の体制で定着する取組を支援する事業であり、公募要領、審査要領に求める取組以外の特色ある取組を求めるものではないこと、
- ② 本事業は、間接経費を交付しないこと、
- ③ 本事業（機関選抜型）は、テニュアトラック教員の人件費については補助対象とはならないこと、
- ④ 本事業は、取組の単位を、人事行為（採用・昇進等）において事実上の裁量を有するユニット（部局等）としたこと、
- ⑤ 本事業は、機関におけるテニュアトラック教員の公募要領に、テニュア審査基準の概要の明示が必要であること、
- ⑥ 本事業は、世界的研究拠点の形成までは求めないこと、
- ⑦ 本事業は、研究活動に関するエフォートを60%以上確保すればよいとしたことなどです。

Q 平成25年度テニュアトラック普及・定着事業について、平成24年度との違いは何か。

A テニュアトラック教員のスタートアップ経費を、採用1年度目900万円、2年度目は600万円としたことです。

Q 機関選抜型と個人選抜型（機関推薦）の違いは何か。

A 個人選抜型（機関推薦）は、機関選抜型で採用されたテニュアトラック教員の中から、選定機関の長により推薦いただき、平成25年度は、その中から30名程度を選定することとしております。

個人選抜型で選定されたテニュアトラック教員に対しては、研究費又は当該テニュアトラック教員の人件費にも充当できる経費として、1,400万円（上限）を機関選抜型分

の 900 万円（上限）に上乗せして機関に交付します。

Q 個人選抜型（機関推薦）の申請対象はどのようになるのか。

A 機関選抜型で採用されたテニュアトラック教員の中から、選定機関の長により推薦（申請）いただくことになります。

Q バーチャル組織は申請を行うことが可能か。

A 公募要領で求める要件を満たしていれば、申請は可能です。ただし、バーチャル組織の立ち上げについての機関内での意思決定が行われていることが必要となります。

Q バーチャルな組織として申請する場合、部局等：様式 2「3. 部局等のデータ・取組」に記載する実績がないが 0 人と記載すればよいか。

A テニュアトラック教員が、テニュア審査に合格後、テニュア教員として配属される部局等の実績を記載してください。

Q 重複申請の制限はあるか。

A 旧科学技術振興調整費「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」に採択され、当該補助金により人件費又は研究費を補助されているテニュアトラック教員については、本事業の補助対象として申請することはできません。

旧科学技術振興調整費「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」の支援の下にテニュアトラック制を実施している部局等であっても、機関や部局等の自主的経費によりテニュアトラック教員の人件費及び研究費を措置している場合は、当該テニュアトラック教員に限り本事業の申請は認められます。なお、この場合において、「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」採択事業に係るミッションステートメントの変更は要しないこととします。

Q 取組の実績がない場合でも申請可能か。

A これまでテニュアトラック制の取組実績がない機関でも申請は可能です。

Q 1 大学に補助の上限があって、既に選定されている部局がある場合には、他部局の申請ができないのではないかと。

A 本事業は、部局単位の申請が可能であり、部局毎に審査を行います。また、1 大学に対する補助の上限はありません。

Q 平成 25 年度に採用予定のテニュアトラック教員は 0 名だが、平成 26 年度以降にテニュアトラック教員の採用を予定する部局等は申請対象となるのか。

A 平成 25 年度のテニュアトラック教員の採用予定が 0 名であっても、平成 26 年度において採用予定がある場合には、平成 26 年度の採用について機関内での調整を円滑に進めることができようとするため、申請可能とします。

平成 25 年度の審査で選定された平成 26 年度の採用予定者については、平成 26 年度においてもこれまでと同様の支援を行える予算が確保された場合に、平成 26 年度支援対象の人数から優先して充当することになります。

また、上記の申請に当たっては、機関：様式 4「2. 平成 25 年度所要額の内訳」及び部局等 No. ##：様式 3「2. 平成 25 年度所要額の内訳（全体計画）」を「平成 26 年度所要額の内訳」と修正して申請してください。

なお、平成 25 年度の審査で選定された場合でも、平成 25 年度については、テニユアトラック教員の採用がないことから、補助金の交付は行いません。

Q 平成 24 年 4 月以降にテニユアトラック教員として採用され、旧科学技術振興調整費で平成 24 年度分の人件費又は研究費の支援を受けたが、旧科学技術振興調整費による実施期間終了のため平成 25 年度から自己負担している機関（部局等）が、上記テニユアトラック教員を含めて新たに申請する場合、重複申請の制限の対象となるか。

A 平成 24 年度まで旧科学技術振興調整費により補助されていた機関において、平成 25 年度から人件費及び研究費等のすべての経費を自己負担してテニユアトラック教員を採用している場合は、「公募要領」の「(8) 補助対象となるテニユアトラック制」に適合していれば、重複申請の制限対象にはなりません。

Q 平成 24 年 4 月以降に採用され、現在、旧科学技術振興調整費により研究費のみ補助を受けているテニユアトラック教員が旧科学技術振興調整費による研究費支援を辞退して、本事業のテニユアトラック教員として採用しようとする場合は、重複申請の制限の対象となるか。

A 現在、旧科学技術振興調整費による補助を受けているテニユアトラック教員については、重複申請の制限の対象になります。

なお、現在、旧科学技術振興調整費により補助を受けている者が、本補助金の受領を目的として、旧科学技術振興調整費の受領を辞退することは認められません。

Q テニユアトラック制実施のための経費（120 万円／1 人、500 万円／1 機関）は、5 年間（補助事業期間）交付されるのか。また、テニユアトラック教員が増えると増額されるのか。

A ① 120 万円／1 人

テニユアトラック教員を採用した年度とその翌年度の 2 年度のみ交付します。また、金額については、テニユアトラック教員が増えると、1 人当たり 120 万円ずつ増額されます。

② 500 万円／1 機関

採用されたテニユアトラック教員の任期中（最長 5 年間）交付します。したがって、任期の途中でテニユアポストへ移行し、テニユアトラック教員が 0 人となった場合には、交付されません。また、金額については、テニユアトラック教員が増えても増額とはなりません。

※上記金額を上限として交付する予定ですが、選定された機関数や財政状況によって増減する可能性があります。

Q 平成 25 年度と平成 26 年度に申請し、選定された場合には、テニュアトラック制実施のための経費（500 万円／1 機関）は、1,000 万円交付されるのか。

A 選定された年度、テニュアトラック教員の人数（1 人以上）に関わらず、1 機関当たり 500 万円の交付となります。

Q テニュアトラック教員を支援等する担当教員の雇用経費は、テニュアトラック教員を 5 人以上雇用する場合に対象になるとのことだが、テニュアトラック教員を実際に雇用していないと対象とはならないのか。

A 本事業によるテニュアトラック教員が 5 人以上（計画を含む）の場合に交付対象とします。

なお、旧科学技術振興調整費の「若手研究者の自立的環境整備促進」や自主的取組によるテニュアトラック教員は、本事業においては、人数に含めません。

Q テニュアトラック教員を支援等する担当教員の役割は何か。

A テニュアトラック教員が研究に専念できるように集約的に支援する業務に従事し、若手研究者間交流の調整や学内普及啓発活動を行い、学内においてテニュアトラック制を円滑に実施する役割を果たします。

Q テニュアトラック教員を支援等する担当教員の雇用経費の用途は、教員の雇用経費に限定されるのか。

A テニュアトラック教員が研究に専念できるように集約的に支援する業務に従事し、若手研究者間交流の調整や学内普及啓発活動を行うなど、機関内においてテニュアトラック制を円滑に実施する役割を果たすことが可能であれば、職員の雇用も可能とします。当該業務を複数人で分担することも可能とします。

また、テニュアトラック教員を支援等する業務に係るものであれば、事業実施費として支出することも可能です。

Q テニュアトラック教員を支援等する担当教員の雇用経費は、5 年間（補助事業期間）交付されるのか。

A 5 年間交付することとします。

Q 新規のテニュアトラック教員が若手の博士研究員を雇用するかわからない場合はどのようにすればよいか。

A 若手の博士研究員を雇用するかわからない場合は、「キャリア支援の活動計画」を作成してください。なお、「キャリア支援の活動計画」を作成した場合において、若手の博士

研究員を雇用しなかったときは、「キャリア支援の活動計画」は中間評価等の対象とはなりません。

Q 補助金の交付の対象とならない経費（施設の建設・改修等）については、自己負担額として記載してもいいのか。

A 施設の建設・改修等の補助金の交付の対象とはならない事項については、自己負担であっても記載しないでください。

Q テニユアトラック教員が申請時点で特定されていない場合、研究費の所要額はどのように記載するのか。

A 申請時点でテニユアトラック教員等が特定されていない場合には、採用後支給しようとする1人当たりの研究費を記載してください。このような場合、テニユアトラック教員1人当たりの標準的な費目及び種別ごとの経費を見積もっておくことが望ましいと考えます。

Q テニユアトラック教員の研究活動に関するエフォートが60%以上確保されていることが求められていますが、この60%以上確保にはテニユアトラック教員が獲得した他の外部資金による研究活動も含まれると考えてよいか。

A 「研究活動に関するエフォートが60%以上」には本補助金による研究活動以外に獲得した科学研究費補助金等の外部資金による研究活動も含まれます。

Q テニユアトラック教員の研究活動に関するエフォートが60%以上確保されていることが求められていますが、授業の担当、学生への研究・論文の指導、学務や教務関連の業務等は可能か。

A 本事業（機関選抜型）においては、研究活動に関するエフォートが60%以上確保されている必要があります。学生への研究・論文の指導が研究活動の一環である場合は研究エフォートの60%に含まれますが、学務や教務関連の業務等は含まれませんので、残りの40%の範囲内で従事することは可能です。

Q 公募要領で、テニユアトラック制の要件として、研究活動に関するエフォートが60%以上であることが求められていますが、スタートアップに要する研究費が交付されなくなる採用3年度目からも求められるのか。

A テニユアトラック教員の研究環境に関する要件として、研究活動に関するエフォートを60%以上としているので、テニユアトラック教員の任期中（補助事業期間中）は遵守していただく必要があります。

Q 研究活動に関するエフォートが60%以上確保されていなかった場合、研究費は減額されるのか。

A 研究活動に関するエフォートを60%以上確保するための改善策の提出を求めます。その後、改善策が実行されていない状況があれば減額となる場合があります。

Q 今回の公募の対象となるのは、どのようなテニュアトラック教員か。

A 今年度の公募の対象となるのは、以下の要件を満たすテニュアトラック教員です。

- ① 平成 24 年度 4 月 1 日以降に採用されている若手研究者（助教相当以上）
- ② 平成 25 年度中に雇用予定の若手研究者（助教相当以上）

なお、上記のテニュアトラック教員の募集及び選考・採用に当たっては、以下の要件を満たしていることが必要です。

- ◆ 博士号取得後 10 年以内の研究者又は同等程度の研究経歴を有する若手研究者であること。40 歳未満とします。
- ◆ 一定の任期（5 年間のトラック期間を規準とします）を付して雇用すること。
- ◆ 国際公募（2 ヶ月以上を規準とします）を含む公募を実施し、公正で透明性の高い選考方法を採用していること。
- ◆ 任期終了後のテニュアポストが用意されていること。

Q 機関として行う、テニュアトラック教員を研究主宰者（P I）として自立した研究活動ができるよう環境整備と育成を行うこととは、具体的にどのようなものか。

A 具体的には以下のような以下のようなことです。

- ◆ P I としての十分な育成期間が確保されていること
※例えば、採用当初から、一律 2～3 年間の任期としている場合は、P I としての育成期間が十分に担保されているとは言い難いと考えます。ただし、優秀なテニュアトラック教員については、取組実施 3 年度目の中間評価の結果を以てテニュアポストに移行することは可能です。
- ◆ P I としてふさわしい自立した十分な研究スペースの確保
- ◆ 適切な研究資金の措置
- ◆ 指導教員以外の教員をメンターとして配置するなど、人的支援体制の整備と P I への育成支援

Q テニュアトラック教員をテニュアポストへ移行させる場合、必ず昇任させなければならないのか。

A 研究主宰者としての研究環境が維持されているのであれば、昇任は必須ではありません。

Q 公募要領「2. 事業の概要（8）補助対象となるテニュアトラック制」の「テニュアトラック教員の募集及び選考・採用に関する要件」として、「博士号取得後 10 年以内又は同等程度の研究経歴を有する若手研究者であること」、また 40 歳未満とありますが、どの時点で、10 年以内、40 歳未満と判断すればよいのか。

A 機関におけるテニュアトラック教員の公募締切時点において、10 年以内、40 歳未満とします。

Q 産休・育休により、博士号取得後 10 年を超えている研究者は支援対象となるのか。

A 産休・育休により博士号取得後 10 年を超える場合には、支援対象とします。但し、その場合であっても、本事業は「若手研究者」に対する支援であることから 40 歳未満を支援対象とします。

Q 旧科学技術振興調整費「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」のように平成 25 年度以降、5 年間の採用予定計画を作成しなければならないのか。

A 5 年間の採用予定計画を作成する必要はありません。平成 25 年度の公募については、平成 25 年度のみでの採用予定計画で申請することで構いません。また、平成 26 年度の採用予定計画については、現時点で予定があれば、申請書に記載いただいても構いません。その場合、来年度の公募予定人数に優先して充当します。なお、平成 27 年度以降の採用予定計画については、平成 27 年度以降に実施予定の新規公募の際に申請してください。

Q 平成 25 年度及び平成 26 年度の採用予定計画について選定された場合、平成 26 年度の採用者についても平成 26 年度の補助対象となるか。

A 平成 26 年度の支援者数については現時点では未定ですが、今後も引き続き同様の支援を行う予定であります。

同様の支援を行える予算が確保された場合、今回選定された平成 26 年度の採用予定者については、平成 26 年度支援対象の人数から優先して充当することとなります。

従いまして、平成 26 年度の公募に当たっては、平成 25 年度に平成 26 年度の採用予定者として選定された人数を除いた人数を公募する予定です。

Q 平成 25 年度に選定された部局等において、平成 26 年度以降、追加の採用者が生じた場合、年度毎に実施される公募に申請することは可能か。

A 申請することは可能です。

Q 審査要領「3. 審査の観点」において、他機関未経験者の比率が高くなりすぎない（50%以下が望ましい）ような配慮がなされているか」とあるが、50%を超えると申請できないのか。仮に 50%を超えた場合にはどのようなになるのか。

A 50%を超えていても申請は可能です。

Q 公募要領「2. 事業の概要（8）補助対象となるテニュアトラック制」において「④国際公募を実施」とありますが、テニュアトラック教員を採用する場合は、必ず国際公募を行う必要があるか。

A 国際公募は必須要件となりますので、必ず行ってください。なお、本事業における国際公募とは、ホームページ等において英文で公募を行うこととしていますが、国際雑誌への掲載は必須ではありません。

Q 国際公募はどの程度の期間行えばよいか。

A 国際公募の期間は、2ヶ月程度を規準とします。

Q 申請した取組が選定された場合において、公募時の申請書に記載してあるテニュアトラック教員の採用予定人数を、補助金の交付申請時に減じることは認められるか。

A 認められません。そのため、公募申請に当たっては、テニュアトラック教員の採用計画が、部局等の規模や年間新規採用者数等を勘案した実現性の高い採用人数となるよう十分注意して下さい。

なお、補助金の交付申請時に採用予定数を減じるような事態が生じた場合には、選定自体が取り消され、補助金が交付されないことがあります。

Q テニュアトラック制実施のための経費（500万円／1機関）は、申請様式上はどこへ計上すればよいのか。

A テニュアトラック制実施のための経費（500万円／1機関）は、1機関当たりの金額として算定されていますが、その経費を機関（本部等）として使用するか、テニュアトラック教員を実際に採用する部局等で使用するかは、各機関の判断となります。それにより、機関様式4に計上するか、部局等様式3に計上するか異なります。

Q テニュアトラック教員の研究費について、採用1年度目を600万円とした場合、2年度目はその半額の300万円となるのか。

A 2年度目については600万円を上限としますので、1年度目600万円、2年度目600万円とすることも可能ですし、2年度目300万円とすることも可能です。

Q 平成25年度の申請時に、平成26年度の採用予定者については計画書に盛り込むことは可能ということですが、その場合「様式3 テニュアトラック制に関する年次計画概要」については、平成30年度まで記載する必要はあるか。

A 様式3のとおり平成30年度分まで記載してください。

Q 平成25年度の申請時に、平成26年度の採用予定者については計画書に盛り込むことは可能ということですが、その場合「機関：様式4、部局等：様式3 所要経費の見込額」には、平成30年度以降の経費を記載する欄がないので新たに追加する必要があるか。

A 様式どおり平成29年度分まで記載してください。

Q 機関：様式3「テニュアトラック制に関する年次計画概要」中に「テニュアトラック教員新規採用人数（自主的取組）」を記入する欄があるが、何年度まで記入したらよいのか。

A 自主的取組がある場合には、補助金の申請に合わせ、平成26年度まで記入してください。

Q 既にテニュアトラック制実施のための経費（500 万円／1 機関）が措置されている場合において、平成 25 年度に新たに別の部局等において申請を行う場合には、様式上どうすればよいか。

A テニュアトラック制実施のための経費（500 万円／1 機関）は、1 機関に対して 500 万円を措置するものであるため、既に当該経費が措置されている機関において、新たに別の部局を申請する場合には、重複して申請することはできません。従って、その場合には、機関：様式 4、「2. 平成 25 年度所要額の内訳」、「(2) テニュアトラック制実施のための経費」、「②機関本部」等には「平成〇年度選定分に計上済み」と記入してください。

Q 1 機関当たりの申請数に制限はあるか。

A 実現可能な計画であれば制限はありません。

Q 個人選抜型への推薦は、機関選抜型として当該年度に採用されたテニュアトラック教員しか対象とはならないのか。例えば、テニュアトラック教員の採用が、当該年度の個人選抜型の公募期間以降となった場合には、個人選抜型への推薦の機会が与えられないのか。

A 当該年度の個人選抜型に推薦できるテニュアトラック教員は、前年度の個人選抜型の公募期間以降に採用されたテニュアトラック教員とします。

Q 個人選抜型は原則として5年間（平成 29 年度まで）とあるが、平成 26 年度にテニュアトラック教員を採用した場合には、平成 29 年度は4年度目となるが1年延びるのか。

A 個人選抜については、30 人を選定してから5年間を補助します。よって平成 26 年に決定すればそこから5年間支援することになるので、補助期間は平成 30 年度までとなります。

Q テニュアトラック教員の人件費は、機関：様式 4、部局等：様式 3 の所要経費の見込額の「自己負担額」に記載すればよいのか。

A テニュアトラック教員の人件費は、機関選抜型の場合には補助対象外となりますので自己負担額には記載しないでください。

Q 機関：様式 2 「若手研究者支援等に関する機関の取組概要」については、「2 枚以内で記述してください」とあるが、テニュアトラック制の推進体制の体制図を添付する場合には、2 枚を超えることは可能か。

A 「若手研究者支援等に関する機関の取組」については2枚以内で作成してください。体制図を入れると2枚を超える場合には、体制図（1枚）を別紙として作成ください。

Q 労働契約法の改正とテニユアトラック制の関係はどのようになるのか。

A 厚生労働省労働基準局労働条件政策課・監督課が監修した「改正労働契約法に関する国立大学法人等からの質問（第二稿）」（国立大学協会）によれば、以下のとおりとなっております。

問L 改正労働契約法の下では、テニユア審査を雇用後5年度目に実施し、審査に不合格となったテニユアトラック教員は、5年間のテニユアトラック期間終了後も、セーフティネットとして一定期間雇用する場合、当該期間中に当該者から無期転換の申込みがなされると、無期労働契約を締結することになるが、テニユアトラック制の趣旨を維持するためには、どのような運用をするべきか。

(答)

テニユアトラック制は、安定的な職に採用するにあたり、まず任期付で採用し、その間の業績をもとに採用を行うものであって、テニユア審査の結果に基づきテニユアに採用されることが当初から明確であり、テニユアトラック教員においてもそのことを認識した上で応募していると考えられる。雇用者である大学等においても、改めてこうした制度の趣旨を被雇用者であるテニユアトラック教員に予め十分説明することが紛争回避の観点から重要であると考えている。

その上で、さらなる紛争防止の観点からは、解雇、退職事由として、「テニユア審査に不合格となったこと（セーフティネット期間として別に定める期間の終了をもって解雇、退職するものとする）」をテニユアトラック教員に適用される就業規則、テニユアトラック制に関する学内規程、各テニユアトラック教員との個別の労働契約等において、明確にしておく必要がある。

改正労働契約法によれば、同一の使用者との間で、有期労働契約が更新され、通算で5年を超えた場合は、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換する。この場合、申込み時の有期労働契約が終了する翌日から開始する無期労働契約が成立する。このため、具体的な運用としては、以下のようなケースが考えられる。

- ① テニユアトラック制について、その趣旨を維持しながら運用するには、テニユアトラックとセーフティネットの期間をあわせて5年以内とすることが考えられる（例えば、テニユア審査後テニユアトラックの契約が終了するまでの間をセーフティネットの期間とするなど）。

ただし、自機関から採用する場合、すなわちテニユアトラック契約の前に有期労働契約があり、通算して5年を超える場合、無期転換申込権が発生する。

(注) 特に、平成25年4月以降の短期の契約で雇用したことがある者と5年契約を締結する場合は注意が必要。

例：H25.4.1～25.9.30の6か月契約を締結後に、H25.10.1～H30.9.30の5年契約を締結した場合は、H25.10.1から無期転換の申込みが可能（なお、実際に無期転換されるのはH30.10.1）。

- ② これまでどおり、テニユアトラック期間を5年とし、別にセーフティネッ

トの期間を設けている場合、通算5年を超え、セーフティネットの期間中に無期転換申込権が発生する。

ただし、自機関から採用する場合、すなわちテニュアトラック契約の前に有期労働契約があり、通算して5年を超える場合、テニュアトラック期間中に無期転換申込権が発生する。

なお、上記の場合で、テニュアトラック期間中に無期転換申込をせず、セーフティネット期間中に無期転換申込をした場合、セーフティネットの有期労働契約が終了する翌日から無期労働契約が開始する。

(注) 上記のうち、セーフティネットの期間中に無期転換申込権が発生する場合、セーフティネット期間の終了に伴い雇用を終了するには、セーフティネット期間の労働契約を締結する際に、「このセーフティネット期間はテニュア審査が不合格であったことを理由として保障することとした1年の有期労働契約であり、更新することはない。仮に労働契約法第18条に基づく無期労働契約が成立した場合には、テニュア審査が不合格であったことをもって解約(解雇)する」旨を各テニュアトラック教員との個別の労働契約において明確化しておくことが紛争を回避する観点から望ましい。

(参考) 上記のほか、テニュアトラックの契約を当初から無期労働契約とすることも考えられる。この場合にも、テニュア審査の結果に基づきテニュアのポストに採用しないこととするには、テニュア審査の不合格を理由として解約(解雇)の通知をする必要がある。

なお、テニュアトラック教員に適用される就業規則、テニュアトラック制に関する学内規程、各テニュアトラック教員との個別の労働契約において、テニュア審査の基準や方法等でできる限り詳細に定め明確にしておくなど、別紙(「改正労働法を踏まえた労働契約に当たっての留意点について」)の留意点も踏まえ、契約の各段階において適切に対応することが、紛争を極力防止する上では必要である。

< 2. 審査関係 >

Q 機関：様式4「1. 所要額(全体計画)」の「自主的取組」の「自主経費」には、何の金額を記入すればよいのか。また、自主的取組は審査の対象となるのか。

A 自主的取組によるテニュアトラック教員新規採用に係る自己負担額を記入してください。また、自主的取組は、審査の対象となります。

Q テニュアトラック教員の採用予定人数が多い機関ほど審査において有利なのか。

A 必ずしもテニュアトラック教員の採用予定人数が多いことをもって有利となることはありません。本事業は、テニュアトラック制の定着を支援する事業ですので、採用予定人数が多いことよりも、部局等の規模に応じての実現可能性の高さや公募要領に定める要件等を満たしていることが重要となります。

< 3. 補助金関係 >

Q テニユアトラック教員が共同研究を行っているグループで使用する設備の購入費に、テニユアトラック教員の研究費を充当することは可能か。

A テニユアトラック教員が使用する共通設備の購入費にテニユアトラック教員の研究費を充当することは可能ですが、本補助金により購入等した設備備品等については、補助事業の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図ることとしています。これらが困難になるような経費の合算使用による設備備品等の購入等はできませんので、ご注意ください。

Q テニユアトラック教員の研究費とテニユアトラック制実施のための経費との流用は可能か。

A テニユアトラック教員の研究費からテニユアトラック制実施のための経費への流用はできません。一方、テニユアトラック制実施のための経費から研究費への流用は可能です。

Q テニユアトラック教員が他機関に転出または退職した場合は補助対象となるか。

A 補助対象にはなりません。

Q 平成 24 年度に既に雇用されているテニユアトラック教員を平成 25 年度の申請対象とする場合、平成 25 年度の研究費の上限額はいくらになるのか。

A 本事業においては、平成 24 年度に雇用された者についても、取組の趣旨からスタートアップに要する研究費等が必要と判断される場合には、研究費 900 万円（上限）を交付します。

Q 機関内でテニユアトラック教員によって異なる研究費の額とすることは可能か。

A 可能です。

テニユアトラック教員が自立して研究することができるよう、スタートアップに要する資金として、機関選抜型では 1 年度目（900 万円を上限）及び 2 年度目（600 万円を上限）に研究費を交付することとしておりますので、研究費については、各部局等が採用する研究分野等により額を決定してください。

Q テニユアトラック制実施のための経費は、間接経費として使用してよいのか。

A テニユアトラック制実施のための経費は、間接経費ではなく直接経費となりますので、本事業に直接関係するものにしか使用できません。具体的には、公募要領の別表に示す経費に該当するものに使用可能です。

Q 複数部局等が本事業に採用されている場合において、部局等間の経費の流用は可能か。

A 機関に対して交付決定を行う予定ですので、部局間の流用は可能としますが、補助事

業の内容及び経費の配分の変更（補助事業の目的を変えない軽微な変更であって、計画に変更が生じない場合は除く）となるときは、文部科学大臣の承認が必要となります。

なお、テニュアトラック教員の研究費からテニュアトラック制実施のための経費への流用はできません。

Q 育児休業等により研究中断が生じる場合にはどのようにしたらよいか。

A 個別にご相談ください。

< 4. その他 >

Q 採用したテニュアトラック教員を一定期間、海外の研究機関等に派遣することは可能か。

A 海外への派遣後も、本事業で求めている要件を満たすことができれば、派遣することは可能です。ただし、補助金の経理について、選定機関において適切に行うことが必要です。また、研究設備の購入等、海外の研究機関等において資産を形成するような支出はできません。

Q テニュアトラック教員の募集及び選考・採用に関する要件として、若手研究者を 40 歳未満としているが、雇用対策法との関係はどうなるのか。

A 雇用対策法の改正により、平成 19 年 10 月 1 日から、労働者の募集及び採用に当たって、年齢の制限を設けることができなくなっております（雇用対策法第 10 条）。

一方、本事業は、若手研究者の安定的な雇用の促進を目的とするものであることから、雇用対策法施行規則第 1 条の 3 第 1 項第 3 号ニに該当するため、雇用対策法第 10 条の適用除外となります。

なお、実際の公募に当たっては、応募資格の「40 歳未満であること」に加え「文部科学省の平成 25 年度テニュアトラック普及・定着事業による補助対象のため」等を明示してください。

雇用対策法

（募集及び採用における年齢にかかわらず均等な機会の確保）

第十条 事業主は、労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要であると認められるときとして厚生労働省令で定めるときは、労働者の募集及び採用について、厚生労働省令で定めるところにより、その年齢にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

雇用対策法施行規則

（募集及び採用における年齢にかかわらず均等な機会の確保）

第一条の三 法第十条の厚生労働省令で定めるときとは、次の各号に掲げるとき以外のときとする。

（略）

三 事業主の募集及び採用における年齢による制限を必要最小限のものとする観点から見て合理的な制限である場合として次のいずれかに該当するとき

(略)

- 二 高齢者の雇用の促進を目的として、特定の年齢以上の高齢者（六十歳以上の者に限る。）である労働者の募集及び採用を行うとき、又は、特定の年齢の範囲に属する労働者の雇用の促進するため、当該特定の年齢の範囲に属する労働者の募集及び採用を行うとき（当該特定の年齢の範囲に属する労働者の雇用の促進に係る国の施策を活用する場合に限る。）。

Ⅲ. 女性研究者研究活動支援事業

< 1. 申請関係 >

(ア. 共通)

Q 申請書の提出について、提出期間内の日付の消印があれば、提出期間経過後でも受領されるのか。

A 提出期間経過後の受領はできませんので、提出期間内に申請書の全部が必着するよう余裕をもって提出願います。

Q 申請書の作成に当たり、補助対象とは関係のない「取組」やその「経費」を含めて申請様式を作成することは可能か

A 補助対象に関係のない取組やその経費については申請内容に含めないでください。なお、補助対象ではあるが自主的経費で実施する取組については申請内容に含めることは可能です。

Q 本事業でいう「子育て（育児）」、「介護」とは何か。

A 各機関において定める就業規則等によるものとします。

Q 申請様式 2、6 の「3. 達成目標」に「取組を行うことにより期待する女性研究者の研究業績」が例示されているが、どのようなことを記入すればよいのか。

A 個々の研究者に対する研究業績を記入するのではなく、機関全体の女性研究者について期待される研究業績、例えば、競争的資金の採択率の向上や論文発表数の増加などについて記入してください。

Q 申請様式 2 の「7. 在籍する教員・研究員の総数」及び申請様式 6 の「6. 在籍する～」における「研究員」にはどのような者を計上すればよいか。

A 各機関において、教員には該当しないが研究に従事する者（例えば特別研究員等）の人数を計上してください。

Q 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員のような申請機関で雇用されていない研究者については、本事業の支援の対象となるか。

A 申請機関において研究に従事している者であれば本事業の対象となります。

(イ. 一般型)

Q 平成 25 年度女性研究者研究活動支援事業（一般型）について、平成 24 年度との違いは何か。

A 主な違いは、

- ① 支援金額を年間 2,200 万円程度から 3,000 万円程度に変更したこと、
- ② 「全国シンポジウム」のほか、広域地域ブロック、又は同じ特色を有する複数機関による合同シンポジウムについても、いずれか年 1 回限り旅費の支出を可能としたこと、

- ③ 機関内の研修会等において一時保育を行う場合に、一時保育に係る経費についても支出可能としたこと、
 - ④ 女性研究者の研究力向上のための取組に係る経費について、支出可能としたこと、
 - ⑤ 夜間保育、休日保育、病児・病後児保育、学童保育の利用に対する支援制度を構築した機関における当該制度の実施に必要な経費を支出可能としたこと、
 - ⑥ ライフイベントによる研究中断からの復帰支援制度を構築した機関における当該制度の実施に必要な経費について、支出可能としたこと、
- などです。

Q 女性研究者が多い機関でも、本事業の申請の対象となるのか。

A 本事業は、女性研究者の出産・子育て・介護と研究を両立するための環境整備が目的であり、女性研究者が多い機関も、本補助金の交付の対象となります。

Q 重複申請の制限はあるか。

A 機関としての組織的な取組であることから、1機関につき1つの申請とします。なお、科学技術人材育成費補助金「女性研究者研究活動支援事業」（旧科学技術振興調整費「女性研究者支援モデル育成」採択機関を含む）に採択された機関からの申請はできません。

Q 取組の実績がない場合でも申請可能か。

A これまで取組実績がない機関でも申請は可能です。

Q 複数の学部を持つ大学ですが、申請対象とする学部を1学部としてもよろしいでしょうか。

A 1機関につき、1つの申請となります。また、1度選定された機関は、今後申請できなくなります。

Q 「(5) 申請対象となる取組」のうち、「人事計画の策定や人事審査委員会等への女性の参画」とはどのようなことか。

A 女性研究者の採用や上位職への登用を増加させるために、機関や部局における人事計画の策定や人事審査委員会等のメンバーに女性を参画させることを想定しています。

Q 「(5) 申請対象となる取組」のうち、「夜間保育、休日保育、病児・病後児保育、学童保育の利用に対する支援制度の構築」とはどのようなことか。

A 機関に所属する研究者が夜間保育、休日保育、病児・病後児保育、学童保育を利用する際に、当該保育利用に対する経費の一部支援などを機関として制度化してもらうことを想定しています。

Q 「(5) 申請対象となる取組」のうち、「ライフイベントによる研究中断からの復帰支援の仕組」とはどのようなことか。

A 機関に所属する研究者が、ライフイベントにより研究中断した場合において、研究復帰のための学会参加や論文投稿等に対する支援を機関として制度化してもらうことを想定しています。

Q 「一般型」と「拠点型」に同時に申請することは可能か。

A 「拠点型」は、女性研究者支援のための環境整備を既に行っている機関を対象としています。一方、「一般型」はそのような環境整備をこれから行う機関を対象としています。従いまして、「一般型」と「拠点型」を同時に申請することはできません。

Q 既に「一般型」に採択された機関が、「一般型」の共同申請機関として再度申請することは可能か。

A 「一般型」は、女性研究者支援のための環境整備をこれから行う機関を対象としていますので、本事業等において既に環境整備を行っている機関は、基本的に補助対象と考えておりませんが、共同申請することにより、事業の成果がより期待できる場合等については申請が可能です。そのような申請を予定している場合は、事前にご相談ください。

なお、そのような場合は、当該機関の役割等について本補助金の趣旨（2度の申請を認めていない）に沿った計画となるよう十分に留意頂くとともに、当該機関が代表機関となることはできません。

Q 現在「女性研究者研究活動支援事業（一般型）」に採択されている機関が、「女性研究者研究活動支援事業（一般型）」の共同申請機関として申請することは可能か。

A 現在「一般型」に採択されている機関が、他の機関と連携して取組を行うことも考えられるため、共同申請機関として申請をすることは可能ですが、補助金を重複して受給することは認められませんので、当該機関は既に採択されている事業が終了する翌年度まで当該共同申請に係る補助金の交付を受けることはできません。

（ウ. 拠点型）

Q 「拠点型」を新設した目的は何か。

A 「拠点型」は各機関で実施されてきた女性研究者支援の取組をさらに推進しながら、他大学や企業等他機関との連携を図るなどして、女性研究者支援の取組を広く普及させることにより、女性研究者がライフイベントと研究を両立するための環境を整備し、女性研究者を増加させることを目的としています。

Q 「拠点型」と「一般型」の違いは何か。

A 「一般型」は、女性研究者がライフイベントと研究を両立させるための環境整備を行う取組を支援するものですが、「拠点型」は、これまでの女性研究者支援の取組をさらに推進するため、他大学や企業等他機関との連携を図るなどして普及させる取組を支援するものです。具体的には、

①連携する他大学や企業等他機関の幹部や研究者を対象とした意識啓発のためのシン

ポジウムや連絡会議等の開催、

②共同研究を行っている企業等の研究者への支援を通じた好事例の展開、

③上位職への登用に向けた取組の支援、

④女性研究者の裾野拡大のため、学生向けキャリアパス支援（相談会、セミナー、研修会）

などが支援の対象となります。

Q 重複申請の制限はどのようになっていますか。

A 平成 25 年度に「拠点型」と「一般型」を同時に新規で申請することはできません。しかし、平成 25 年 4 月 1 日現在で既に「女性研究者研究活動支援事業」もしくは「女性研究者養成システム改革加速事業」を実施している機関が「拠点型」を申請することは可能です。

Q 「(6) 補助対象となる経費」として「～、当該取組等から機関において特に有用と認めたプロジェクトに対する経費」と示されているが、どのようなことに使用可能なのか。

A 連携する他大学や企業等他機関の女性研究者を含む研究グループとの共同研究等の実施に必要な経費を想定しています。

< 2. 審査関係 >

(イ. 一般型)

Q 申請様式 2 の「3. 達成目標」に、「取組終了時における女性研究者の採用者数（割合）、在籍者数（割合）、離職者数（割合）などの具体的な目標を可能な限り職名別・分野別に定量的に記述してください。」とありますが、数値目標の達成度をどこまで重視しますか。

A 実現不可能な目標を掲げるのではなく、機関として実現可能な目標を掲げ、本補助金や自主的経費により、目標の実現に向けて取り組むことが重要と考えます。なお、科学技術基本計画（平成 23 年 8 月 19 日 閣議決定）においても、「大学等が、女性研究者に関する数値目標について具体的な計画を策定し、積極的な登用を図る」ことなどが期待されています。

Q 審査要領 3 ページ、「3. 審査の観点」、「(1) 計画の妥当性・効率性」に「・女性研究者の研究活動を直接支援する取組（支援者の配置）に重点を置いているか。」とあるが、ここでいう「支援者」とは何を指すのか。

A ここでいう支援者とは「研究支援者」を指しますので、「支援室」で業務を担当するマネージャー、コーディネーター、相談員、事務員等は該当しません。

(ウ. 拠点型)

Q 審査要領 4 ページ、「3. 審査の観点」、「(1) 計画の妥当性・効率性」に「・実施機関内の取組よりも女性研究者支援の活動を普及させる取組に重点を置いた内容となっているか」とあるが、どの程度の割合が必要か。

A 具体的にどの程度の割合が必要というものはありません。しかしながら、「拠点型」は各機関で実施されてきた女性研究者支援の取組をさらに推進しながら、他大学や企業等他機関との連携を図るなどして、女性研究者支援の取組を広く普及させることにより、女性研究者がライフイベントと研究を両立するための環境を整備し、女性研究者を増加させることを目的としておりますので、その目的達成が期待できる取組であることが必要です。

Q 審査要領4ページ、「3. 審査の観点」、「(1) 計画の妥当性・効率性」に「・研究力の強化に資するため、研究倫理に関する教育や啓発等に関する取組方針等が立てられているか」とあるが、どのようなことか。

A 研究者が研究倫理に関する教育等を受けることは、研究を実施していく上で重要となっています。そのため、研究力向上の観点から、研究倫理に関する教育や啓発等に関する取組方針を立てるようにしてください。

<3. 補助金関係>

(ア. 共通)

Q 公募要領4ページ、「(6) 補助対象となる経費」に「③研究とライフイベントを両立するために必要な実施機関の研究者（男性研究者も対象）の活動を支援する者～」とあるが、男性研究者が対象となるのはどのような場合か。

A 当該実施機関に勤務する男性研究者の配偶者である女性が、大学、大学共同利用機関、独立行政法人で雇用されている研究者である場合に限ります。

Q 本事業で外国旅費を支出することは可能か。

A 本事業は、女性研究者支援に係る企画、運営、実施等を行うための特別の支援組織（支援室）を維持するための経費や、支援室において業務を担当するマネージャー等の雇用経費及び研究支援者の雇用経費等を想定しており、本事業では外国旅費を支出することはできません。

Q 出産、子育て、介護以外の事由により研究活動の支援が必要になった場合、それに要する経費を補助金から支出することは可能か。

A 公募要領の「1. 事業の目的」に記載されているように、本補助事業の目的は「出産、子育て又は介護と研究を両立させるための取組の支援」となりますので、この目的に合致しない場合については補助金を支出することはできません。

Q 「全国シンポジウム」に参加するための旅費は補助対象となるか。

A 原則、機関外で実施する研修会等（シンポジウム）は補助の対象となりませんが、「全国シンポジウム」に関する旅費については年1回に限り、補助金から支出することができます。なお、その場合でも補助金として支出するのは機関実施責任者、発表者（ポスター発表等）の1～2名までとしてください。

Q 「広域地域ブロック」や「同じ特色を有する複数機関による合同シンポジウム」に参加するための旅費は補助対象となるか。

A いずれかのシンポジウムに参加する旅費について、年1回に限り、補助金から支出することができるものとします。なお、その場合でも補助金として支出するのは機関実施責任者、発表者（ポスター発表等）の1～2名までとしてください。

Q 補助金を次年度に繰り越して使用することは可能か。

A 女性研究者研究活動支援事業においては、原則として、繰越すことはできません。

Q 「(5) 申請対象となる取組」として、「女性研究者の裾野拡大のため、学生向けのキャリアパスの相談の充実」とありますが、ここでいう学生には女子中高生は含まれますか。

A ここでいう「学生」とは、実施機関に所属する大学生及び大学院生とし、中高生は含みません。

(イ. 一般型)

Q 本事業でシンポジウムの開催に要する経費を支出することは可能か。

A 機関（共同申請の場合は代表機関及び共同実施機関。以下同じ。）内における研修会等（シンポジウム）の開催に係る経費は補助の対象となりますが、機関外で実施する研修会等（シンポジウム）は補助の対象とはなりません。また、「全国シンポジウム（年1回限り）」「広域地域ブロック、又は同じ特色を有する複数機関による合同シンポジウム（いずれか年1回限り）」の場合を除き、他機関で開催される研修会等（シンポジウム）への参加旅費については補助の対象とはなりません。なお、機関内で開催した研修会等（シンポジウム）に外部の者が参加できるようにすることは可能です。

(ウ. 拠点型)

Q 共同申請機関間で実施する共同研究等のプロジェクトの一部に補助金を充当することは可能か。

A 共同申請機関間で実施する共同研究に向けた勉強会やワークショップにおいて成立したプロジェクトのうち、機関において特に有用と認めたプロジェクトの経費について補助金を充当することは可能です。その場合も、女性研究者を含む研究グループ間での共同研究等の実施を想定しています。